

7-2

役員給与

〔ランクA〕

1. 役員給与

重要度◎

(1) 定期同額給与等以外の給与（法34①）

内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与及び新株予約権によるものと並びにこれら以外のもので使用人兼務役員に対する使用人分給与並びに(3)の適用があるものを除く。）のうち次の給与のいずれにも該当しないものの額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

- ① 定期同額給与（定期給与（その支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与）でその事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの等。）
- ② その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（定期同額給与及び利益連動給与を除くものとし、同族会社に該当しない内国法人が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与以外の給与にあっては納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしているものに限る。）
- ③ 同族会社に該当しない内国法人がその業務執行役員に対して支給する利益連動給与で一定の要件を満たすもの

(2) 過大役員給与（法34②）

内国法人がその役員に対して支給する給与（(1)又は(3)の適用があるものを除く。）の額のうち不相当に高額な部分の金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

(3) 仮装経理等（法34③）

内国法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装経理することによりその役員に対して支給する給与の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

2. 経済的な利益（法34④）

重要度○

上記1. の給与には、債務免除益その他の経済的な利益を含むものとする。

参考 事前確定届出給与の届出期限（令69②③）

(1) 原則

次のいずれか早い日までとする。

- ① 役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めをした株主総会等の決議日から1月を経過する日

（注）その定めをした株主総会等の決議日が、その職務の執行を開始する日（役員への就任日等をいい、通常は総会等の開催日）後である場合はその職務の執行を開始する日から1月を経過する日

- ② その事業年度開始の日から4月を経過する日（設立の場合は、設立の日以後2月を経過する日）

(2) 臨時改定事由が生じた場合

臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日

(3) 既に届け出た(1)(2)の内容を変更する場合

次のそれぞれの日までとする。

- ① 臨時改定事由が生じた場合

臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日

- ② 業績悪化改定事由が生じた場合

変更決議をした日から1月を経過する日

【平成21年度出題形式】

内国法人甲社は、当期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の7月1日に、内国法人乙社から営業のノーハウを受けるための契約を締結し、その対価として9,000,000円を支払い、全額費用に計上している。

なお、9,000,000円のうち7,000,000円はノーハウの頭金（その設定契約の有効期間は2年であり、その更新に際しては再度支払いを要する契約となっている。）で、残り2,000,000円は、契約締結後1年間にわたる使用料であることが判明した。

この場合において、2,000,000円及び7,000,000円が当期の損金の額に算入されるかどうかを検討しなさい（具体的な数値を用いて説明すること。）。

解答の柱

I 2,000,000円について

使用料2,000,000円は、支払日から1年以内に役務提供を受けるものであるため、短期前払費用に該当する。

本問においては、甲社が損金経理をしていることから、全額当期の損金の額に算入される。

II 7,000,000円について

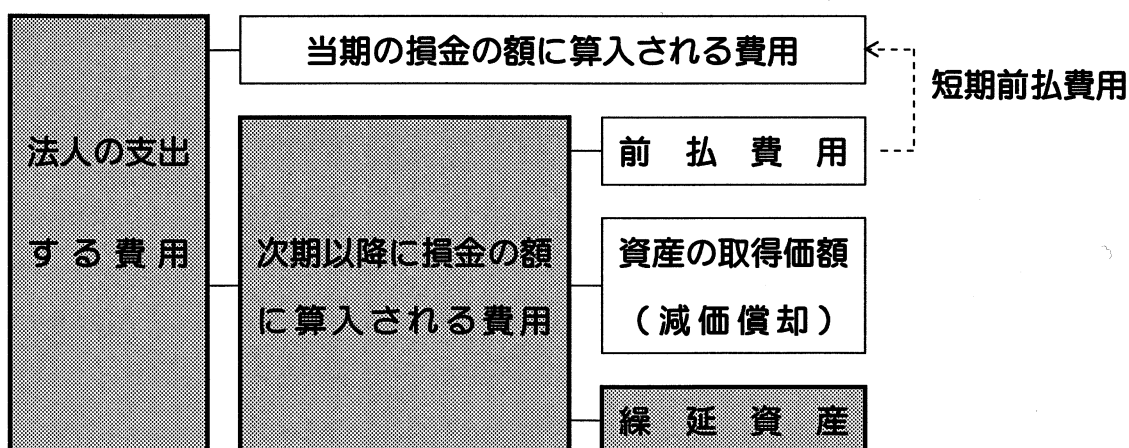
頭金7,000,000円は、支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶものであるため均等償却をすべき繰延資産に該当する。

したがって、償却限度額（2,625,000円）までは、当期の損金の額に算入される。残額（4,375,000円）は当期の損金の額に算入されない。

（償却限度額）

$$7,000,000円 \times \frac{9}{2 \times 12} = 2,625,000円$$

【図 解】



【平成21年度出題形式】

内国法人である甲社が、当期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の4月に広告宣伝の用に供する資産を贈与した場合に、その贈与費用が当期の損金の額に算入されるか、必要な前提を置き、理由を付して簡潔に説明しなさい。

解答の柱

1. 前 提

広告宣伝用資産の贈与について、支出の効果が1年以上に及ぶか否かで取扱いが異なることとなる。

2. 取扱い

(1) 支出の効果が1年以上に及ばない場合

費用の額として当期の損金の額に算入される。

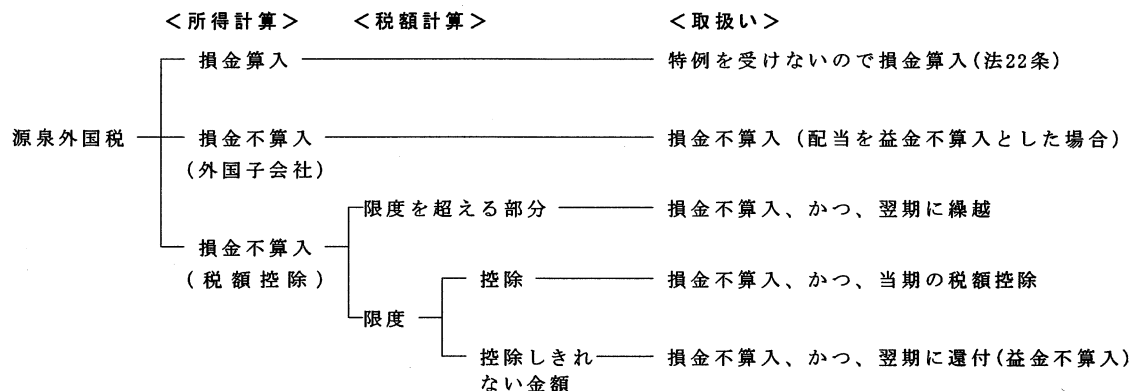
(2) 支出の効果が1年以上に及ぶ場合

均等償却を行うべき繰延資産に該当する。

したがって、償却限度額に達するまでの金額は当期の損金の額に算入されるが、償却限度額を超える部分の金額は当期の損金の額に算入されない。

【外国税額控除、配当等の益金不算入】

◆1 体系



◆2 知識確認問題

【問題】

- (1) 外国法人(外国子会社には該当しない)からの配当につき源泉徴収された外国税額について、当期に法人税額の控除の適用を受けようとする場合には、その外国税額は当期の所得計算上、どのように取扱われるか?
- (2) 外国法人(外国子会社には該当しない)からの配当につき源泉徴収された外国税額について、高率負担分の判定により当期の法人税額から控除することができない外国税額は当期の所得計算上、どのように取扱われるか?
- (3) 外国子会社からの配当につき益金不算入の適用を受ける場合、その配当につき源泉徴収される外国税額は当期の所得計算上、どのように取扱われるか?
- (4) 外国子会社からの配当につき益金不算入の適用を受けない場合、その配当につき源泉徴収される外国税額は当期の所得計算上、どのように取扱われるか?

【解答】

- (1) 損金不算入(法41条)
- (2) 損金算入(法22条)
- (3) 損金不算入(法39条の2)
- (4) 損金算入(法22条)

◆3 理論演習問題

【問題】

内国法人である甲社は、当期において外国法人であるA社(甲社のA株の保有割合は数年来30%である。)及び外国法人であるB社(甲社のB株の保有割合は数年来5%である。)からそれぞれ利益剰余金を原資とする配当を受けた。甲社の当期の確定申告に当たり、この受取配当について、また、この受取配当に対して外国において課された源泉税について、それぞれどのような課税上の特例が適用されるかを想定し、その制度の適用関係を述べなさい。

なお、根拠となる規定の内容については触れる必要はない。

【解答】

1 A社からの配当及び源泉税

(1) 受取配当

甲社のA社株式の保有割合は数年来25%以上であるため、A社からの配当は外国子会社からの配当となる。

よって、外国子会社から受ける配当等の益金不算入の適用を受けることができる。

(2) 課された税

外国子会社から受ける配当等の益金不算入の適用を受ける場合には、その配当等の額に係る外国源泉税の額は損金の額に算入しない。また、外国税額控除の適用はない。

2 B社からの配当及び源泉税

(1) 受取配当

甲社のB社株式の保有割合は25%未満であるため、B社からの配当は外国子会社からの配当に該当しない。

よって、B社からの配当は外国子会社から受ける配当等の益金不算入の適用を受けることができず、原則どおり益金の額に算入される。

(2) 課された税

B社から受けた配当について課された外国税については、外国税額控除の適用を受けることができる。

この場合の控除対象外国法人税額は損金の額に算入しない。

【第一問】－25点－

次の各問に答えなさい。

- (1) 法人税法における請負による収益等の認識基準に関して、答案用紙に従って答えなさい。
- (2) 長期大規模工事の意義について説明しなさい。
- (3) 内国法人甲社は、当期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）において、次の①～⑥の工事を請け負っている。

これらの工事を、その益金の額及び損金の額の計算方法として、①工事進行基準が強制される工事、②引渡基準（完成引渡時に一括して損益を認識する方法をいう。以下同じ。）又は工事進行基準の選択が可能な工事、③引渡基準が強制される工事、に区分しなさい。

なお、それぞれの方法の適用に当たり、必要な経理等は適正に行われるものとする。

① A工事

工事期間	請負対価の額	見積工事原価の額	当期の実際工事原価
平成22年7月～平成23年12月	5億円	3億円	1億6千万円

（注）請負対価の額は、完成引渡時に収受することとなっている。

② B工事

工事期間	請負対価の額	見積工事原価の額	当期の実際工事原価
平成22年6月～平成25年10月	15億円	12億円	3億円

（注）請負対価の額は、完成引渡時に収受することとなっている。

③ C工事

工事期間	請負対価の額	見積工事原価の額	当期の実際工事原価
平成22年5月～平成25年9月	11億円	12億円	3億円

（注）請負対価の額は、完成引渡時に収受することとなっている。

④ D工事

工事期間	請負対価の額	見積工事原価の額	当期の実際工事原価
平成22年11月～平成23年9月	8千万円	1億円	3千万円

（注）請負対価の額は、完成引渡時に収受することとなっている。

⑤ E工事

工事期間	請負対価の額	見積工事原価の額	当期の実際工事原価
平成22年4月～平成23年3月	1億円	8千万円	8千万円

（注）当期中に完成し、引き渡しているが、請負対価の額は平成23年4月に収受することとなっている。

⑥ F工事

工事期間	請負対価の額	見積工事原価の額	当期の実際工事原価
平成22年4月～平成25年3月	10億円	8億円	3億円

（注）請負対価の額のうち、4億円を完成引渡時に、6億円を平成26年4月に収受することとなっている。

- (4) 上記(3)②に区分された工事について、甲社は当期の確定した決算において工事進行基準の方法により経理したが、翌期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の確定した決算において、工事進行基準の方法により収益の額及び費用の額を経理しなかった。

この場合、翌期及び翌々期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）以後において、甲社は法人税法上、工事進行基準の方法により益金の額及び損金の額を計上することができるか否か、その根拠となる規定（法人税法第22条を除く。）を示して説明しなさい。

質疑応答事例

出典：国税庁HP

平成21年11月17日現在

〈短期の損害保険契約に係る保険料を分割で支払った場合の税務上の取扱い〉

【照会要旨】

法人（年1回7月決算）が、20X1年7月20日に損害保険契約（保険期間：20X1年7月20日～20X2年7月19日）を締結し、保険料5,000千円を10回の分割払とし、契約日に第1回分として500千円を支払った場合に、当該契約日の属する事業年度において、保険料の全額（5,000千円）を損金に計上できますか。

【回答要旨】

保険料の全額を契約日の属する事業年度において損金に計上することはできません。

なお、当該事業年度に支払った第1回分の保険料500千円については、継続適用を要件として次の方法のうちいずれかを採用できます。

① （借方）保険料 164,383円 （貸方）現金預金 500,000円
前払費用 335,617円

5,000,000円 × $\frac{12 \text{ 日 (20X1年7月20日～20X2年7月19日)}}{365 \text{ 日}}$

② （借方）保険料 500,000円 （貸方）現金預金 500,000円

（理由）

損害保険契約にあってはその契約を締結しただけでは債務が確定したということとはできず、保険期間の経過に従って債務が確定すると考えられること。

法人税基本通達2-2-14（（短期の前払費用））は、当該事業年度に支出した費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分についての取扱いを定めたものであり、当該事業年度に支出していない費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分の金額の損金計上まで認める趣旨ではないこと（したがって、未払の4,500千円を損金の額に算入することはできません。）。

【関係法令通達】

法人税基本通達2-2-12、2-2-14

計算過程(2)

(単位:円)

【給与に関する事項】	
1	法人税法第34条第1項
(1)	役員に対する各月の給与が定期同額給与に該当するか否か検討しなさい。[4]
	5月の給与改定は、期首から3月以内に改定された場合に該当し、11月の給与改定は、役員の職制上の地位の変更等の事情（臨時改定事由）により期中に改定された場合に該当するため、定期同額給与に該当する。
(2)	Eに対する年2回の給与が事前確定届出給与に該当するか否か検討しなさい。[2]
	事前確定届出書を適法に提出し、届出額を支給しているため、事前確定届出給与に該当する。
(3)	損金不算入額
	0
2	法人税法第34条第2項
(1)	通常の役員給与
	$2,000,000 \times 2 \text{回} + 2,500,000 \times 6 \text{回} - 17,800,000 = 1,200,000$
(2)	役員退職給与
	$75,000,000 - 69,000,000 = 6,000,000$
(3)	$(1) + (2) = 7,200,000$
3	$1 + 2 = 7,200,000$
【交際費等に関する事項】	
1	飲食費が交際費等に該当するか否か検討しなさい。
(22. 5. 10)	一人当たりの飲食費（30,000円 ÷ 3人 = 10,000円）が5,000円を超えるため、交際費等に該当する。[2]
(22. 8. 15)	役員及び従業員に対する接待等であるため、交際費等に該当する。[2]
(23. 1. 25)	一人当たりの飲食費（15,000円 ÷ 3人 = 5,000円）が5,000円以下であるため、交際費等に該当しない。[2]
(23. 3. 20)	役員及び役員の親族に対する接待等であるため、交際費等に該当する。[2]
2	支出交際費等の額
	$3,500,000 - 15,000 = 3,485,000$
3	損金不算入額
	$3,485,000 - 3,485,000 \times 90\% = 348,500$
※	$3,485,000 < 6,000,000 \times \frac{12}{12} \therefore 3,485,000$